

厚木市防災行政無線更新整備業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

厚 木 市

目次

第1章 事業概要.....	1
1 趣旨	1
2 事業の概要.....	1
3 受注者の選定方法	1
4 事務局	2
5 説明書及び必要書類の公開.....	2
第2章 諸条件に関する事項.....	3
1 参加資格及び条件	3
2 選定方針（審査）	4
3 特定委員会.....	6
4 プロポーザル実施スケジュール.....	6
第3章 応募手続及び審査結果に関する事項.....	8
1 参加表明書等の提出	8
2 質問及び回答について.....	8
3 技術提案書等の提出について	9
4 審査方法について	10
5 契約内容の協議及び契約について	11
6 その他	11
7 資料・様式等.....	12

第1章 事業概要

1 趣旨

この要領は、厚木市防災行政無線更新整備業務委託（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を適正かつ確実に遂行できる豊富な経験と能力を有する優れた受注候補者を特定するため、プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 委託業務名

厚木市防災行政無線更新整備業務委託

なお、本事業は次の業務を統括したものである。

ア 厚木市防災行政無線更新整備実施設計業務一式

イ 厚木市防災行政無線更新整備施工業務一式

(2) 履行期間

本契約締結後から令和11年3月16日(金)まで

(3) 履行場所

厚木市内における本市が指定する場所

(4) 業務の内容

本市の防災行政無線設備は、デジタル化から既に20年経過し、機器の老朽化が進んでおり、設備に重度の障害が発生した場合、復旧の遅れから災害情報の伝達に支障をきたし、地域住民の安全を脅かす可能性が危惧されている。

そこで、老朽化した防災行政無線を撤去し、新たにデジタル同報系防災行政無線システム（QPSK方式）を整備することとした。

発注方式は、高機能屋外スピーカー等音達範囲向上等に資する機能を活用した屋外拡声子局配置の見直し、システム変更に伴う無線回線の再構築、電波伝搬エリアの確認等、回線設計を含めた調達になることから、単なる価格競争による入札ではなく、民間の技術・知識等を積極的に採用し、事業の効率化を図るため、設計施工一括発注方式を導入することとした。

(5) 提案限度額

本業務の上限金額は、1,788,874千円（消費税及び地方消費税額を含む。なお、税率については10%で計算した金額とする。）とする。

なお、この金額は予算上限であり、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである。

また、各年度の支払限度額は、次のとおりとする。

令和7年度 30,624千円

令和8年度 620,272千円

令和9年度 577,310千円

令和10年度 560,668千円

(6) 支払方法

各会計年度末及び業務完了時

3 受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとする。

4 事務局

厚木市 企画部 危機管理課 防災・危機管理係 担当：廣瀬

住所：〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 厚木市役所本庁舎4階

電話：046-225-2190

FAX：046-223-0173

メール：0900@city.atsugi.kanagawa.jp

- ※ 本プロポーザルに関する質疑、技術提案書等の受付は、全て事務局において行う。
- ※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。ただし、各内容により最終日の受付時間は異なるので、注意すること。

5 説明書及び必要書類の公開

公開期間 令和7年8月4日(月)午前9時から8月15日(金)午後3時まで

市ホームページから、「厚木市防災行政無線更新整備業務委託プロポーザル実施要領」及び必要書類をダウンロードすること。

第2章 諸条件に関する事項

1 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザルへの参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

(1) 参加資格

ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第 31 号）第 6 条に規定する資格者名簿（種別：一般委託、業種：電気通信設備保守管理委託）に登録された者であること。

イ プロポーザルの公告日から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

エ 2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

キ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

ケ 電気通信工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けていること。

コ 本事業に係る調達支援業務の受託者と資本関係又は人的関係等のある者でないこと。

本事業に係る調達支援業務の受託者

・株式会社 イ・エス・エス 東京都文京区小石川一丁目 1 番 17 号

サ 電波法第 24 条の 2 第 1 項の総務省無線局登録点検業者の登録があること。

シ 平成 22 年 4 月 1 日以降に、国等※が発注した 1 件 1 億円以上の同種実績を元請として履行していること。同種実績とは、一般社団法人電波産業会（ARIB）標準規格である市町村デジタル同報無線システム（ARIB STD-T86）又は市町村デジタル同報無線システム TYPE 2（ARIB STD-T115）による防災行政無線システムの新設又は更新整備等工事を元請として、完成・引渡しの済んだ施工実績であり、かつ一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム

(以下、「CORINS」という。)に登録されている者とする。

※「国等」とは、国、特殊法人、地方公共団体、地方公社又は公益法人をいう。

ス デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者から本業務に係る機器等供給証明書（又は類似証明書等）を受領している者であること。なお、同一の機器製造業者より１者までの参加とすること（複数者の参加は認めない）。

(2) 業務実施上の条件

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して再委託することはできないものとする。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）を再委託する場合、事前に再委託先及び再委託する業務の内容について申し出を行い、本市の書面による了承を得た場合は、この限りでない。

2 選定方針（審査）

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行う。

第一次審査は、参加表明書を提出した者の参加資格を確認し、技術提案書の提出を要請する者を選定する。

第二次審査は、技術提案書等について、次の評価基準に基づき評価を行い、得点が最低基準点である 468 点（780 点満点）以上の提案者のうち、受注候補者及び次点候補者をそれぞれ１者特定する。ただし、提出された技術提案書に次の「(1) 評価基準」に示す評価内容の記載がない場合は、第二次審査は行わないものとする。

(1) 評価基準

評価対象		評価項目	評価基準	配点
定量評価	様式４ システム構築実績調書	同種実績	別紙「公募型プロポーザル評価要領」４(２)アのとおり。	5
	様式５－１ 整備費見積書	整備費	別紙「公募型プロポーザル評価要領」４(２)イのとおり。	20
	様式６－１ 維持管理費見積書	維持管理費	別紙「公募型プロポーザル評価要領」４(２)ウのとおり。	20
特定委員会による技術	技術提案書	システム提案	音達範囲向上等に資する機能を有し、住民サービス向上につながる機能が具体的に提案されており妥当性があるか。 また、音達範囲が本市の全域をカバーできており、高性能スピーカー等を活用することで、最適な屋外拡声子局装置の配置となっているか。	20
			緊急時に専任の職員以外でも迷うことなく操作でき、誤操作防止を考慮	5

提 案 等 審 査			した操作卓となっているか。	
	防災におけるDXの推進		提案する防災システムについて、大規模災害時等に活用可能となる機能が備えられているか。	5
			神奈川県地震防災戦略及び厚木市情報化推進計画に基づいた先進性のある災害対応施策が提案されているか。	10
			大規模なシステム改修や新たな設備投資を必要とせず、容易に導入が可能な提案となっているか。	10
	具体的整備計画		業務内容等を踏まえ、具体的なスケジュール、業務の進め方（工程）、安全かつ確実な施工方法等が具体的に示され、妥当なものとなっているか。	5
	システム並行運用時の提案		新旧システム切替時に可能な限り運用制限せずにサービスを維持する方法が具体的に示されているか。また、既設設備の撤去に伴う運用停止期間を最低限に抑えるための工夫が示されているか。	5
			新旧システム並行運用時に音声放送等を1回の操作で完了できる具体的な提案が示され、妥当であるか。	5
	保守提案		障害発生時の駆け付け対応にかかる時間や緊急時の連絡体制など、安全かつ確実な保守体制が構築されているか。	5
			管理者の負担軽減につながる具体的な提案が示されているか。	5
			事業完了後 15 年間は安定的に運用ができる具体的な方策が示され、妥当性があるか。	5
	独自提案		本事業の目的達成のために有効と認められ、住民サービスの向上に寄与する提案となっているか。	5
合計				130

ア 応募者の評価点の総合計が同点である場合は、「整備費」及び「維持管理費」の合

- 計点が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点候補者とする。
- イ アの場合において、合計点が同点である場合は、「同種実績」の評価点数が上位の者を受注候補者とし、次点の者を次点候補者とする。
- ウ イの場合において、評価点数が同点の場合は、くじ引きにより受注候補者及び次点候補者を特定する。
- エ 次点の者の評価点が同点の場合は、受注候補者の特定と同様の手順で、次点候補者を特定する。
- オ 受注候補者が失格又は無効となった場合には、次点候補者を受注候補者とする。

3 特定委員会

次に掲げる6人の委員で構成する「厚木市防災行政無線更新整備業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置し、技術提案等について審査する。

役職	所属等
委員長	企画部長
委員	企画部次長
委員	D X推進課長
委員	危機管理課長
委員	公園緑地課長
委員	指令課長

4 プロポーザル実施スケジュール

内容	期日
実施要領及び必要書類の公開	令和7年8月4日(月)
質問書提出期限	令和7年8月12日(火) 午後5時まで
質問に対する回答	令和7年8月15日(金)
参加表明書提出期限	令和7年8月18日(月)
参加資格審査結果通知	令和7年8月27日(水)
技術提案書提出期限	令和7年9月19日(金)
最終審査（プレゼンテーション）	令和7年10月2日(木)
最終審査結果通知	令和7年10月末頃（予定）
仮契約締結	令和7年11月上旬（予定）

本契約（12月定例会議終了後）	令和7年12月22日（月）
-----------------	---------------

※スケジュールはあくまでも現時点の予定であり、変更になる場合もあります。変更となった場合には、本事業提案事業者へ連絡します。

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要調書（様式3）
- ウ システム構築実績調書（様式4）

(2) 提出期限

令和7年8月18日（月）午後5時（必着）

※提出可能時間は、午前8時30分から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、担当及び連絡先まで持参することとし、郵送、FAX及び電子メールでの提出は不可とする。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出期限を基準日とし、参加資格の確認を事務局が行う。

確認結果について、令和7年8月27日（水）に、次のとおり通知書を郵送する。

ア 参加資格があると確認することができた者に対して、その旨を提案資格確認結果通知書により通知するとともに、技術提案書の提出要請書等を送付する。

イ 参加資格がないと判断された者に対しては、その旨及び理由を提案資格確認結果通知書により通知する。この場合において、参加資格がないと判断された者で説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができる。

(ア) 請求日時

提案資格確認結果通知書に記載

(イ) 請求場所

事務局

(ウ) 請求方法

任意の様式による書面（ただし、規格はA4版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、事務局へ持参、電子メール、郵送等によるものとする。

(エ) 回答時期

受理した日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し、書面により回答する。

2 質問及び回答について

質問がある場合は、様式3「質問書」により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

担当及び連絡先まで電子メールで提出すること。

ア 電子メールの件名の先頭には「厚木市防災行政無線更新整備事業 質問書」を付加すること。

イ 電子メールの送信後には、電話による送信確認連絡を必ず行うこと。

ウ 電話や来訪による口頭での質問や、期限を過ぎた質問は一切受け付けないこととする。

(3) 質問書に対する回答

- ア 質問書に対する回答は、令和7年8月15日（金）午後5時までにホームページにおいて回答する。
- イ 質問事項が重複しているものについては、本市が整理して回答する。
- ウ 意見表明等、本事業の趣旨からかけ離れているものについての回答は本市の判断により行わない場合がある。
- エ 回答に当たって質問者名は公表しない。
- オ 質問に対する回答は、本市から配布した提供資料の追加又は修正とみなす。

3 技術提案書等の提出について

(1) 提出書類

参加表明書を提出した者のうち、参加資格が認められた者については、以下に掲げるアからオのものを提出するものとする。

また、技術提案書及び様式5-1「整備費見積書」、様式5-2「整備費見積内訳書」並びに様式6-1「維持管理費見積書」、様式6-2「維持管理費見積内訳書」については、資料3「技術提案書・見積書等作成要領」に従い作成すること。

- ア 技術提案書
- イ 整備費見積書（様式5-1）
- ウ 整備費見積内訳書（様式5-2）
- エ 維持管理費見積書（様式6-1）
- オ 維持管理費見積内訳書（様式6-2）

(2) 提出期限

令和7年9月19日（金） 午後5時（必着）

※提出可能時間は、午前8時30分から午後5時まで（土、日曜日を除く）

(3) 提出方法

提出する提案は1案のみとし、事前に電話連絡のうえ担当及び連絡先まで直接持参すること。

なお、郵送、FAX及び電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出物の形態及び部数

- ア 技術提案書（紙媒体） 正1部 副10部
- イ その他の資料（紙媒体） 1部
- ウ 技術提案書等の電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1部

(5) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて参加表明者の負担とする。

(6) 技術提案書提出の辞退

技術提案書提出の辞退は自由であり、以後、辞退により参加表明者が不利益な扱いを受けることはない。

なお、技術提案書提出の辞退をする場合には、「提出辞退届」（任意様式）を提出するものとする。

(7) 本市からの疑義照会

提出のあった技術提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うものとする。

(8) 技術提案書等の取扱い

- ア 提出された技術提案書等に記載された内容の追加及び変更は、明らかな瑕疵があると認めた場合を除き、原則として認めない。
 - イ 提出された技術提案書等は、一切返却しない。
 - ウ 提出された技術提案書等は、本事業の契約候補者選定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
 - エ 提出された技術提案書等は、本事業以外の目的で使用しない。また、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとする。
- (9) 本プロポーザルへの提案者（技術提案書提出者）が4者を超える場合は、提出された技術提案書のみを対象として特定委員会が「第2章2選定方針(1)評価基準」に基づき審査し、上位4者を選定する。その際、選定された4者のみが審査（プレゼンテーション）の対象となる。

4 審査方法について

(1) 審査（プレゼンテーション）

審査として次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- ア 日時
令和7年10月2日（木）
※実施予定時間は午前9時30分から午後5時までの本市が指定した時間とする。
- イ 場所
本市が指定する場所
- ウ 人数
出席者は6名以内とし、参加表明者及び機器製造業者のみ出席可能とする。
- エ プレゼンテーション時間
 - ・参加表明者からの説明時間（プレゼンテーション）として40分以内
 - ・本市からの質問時間として20分程度
- オ 説明者
説明は代表者1名が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。
- カ 機器類の準備
スクリーン及びプロジェクター（HDMI 端子）は本市が準備するので、その他必要な物品（パソコン、ケーブル等）がある場合は持参すること。

(2) 審査方法

特定委員会において、プレゼンテーション及び技術提案書等の内容により、機能、価格、運用サポート等提案内容の全てについて総合的に判断し、受注候補者及び次点候補者を決定する。審査における評価項目、配点等については「資料1別紙 公募型プロポーザル評価要領」の通りとする。

(3) 結果通知

審査結果については、令和7年10月末頃に結果の如何にかかわらず、参加表明書に記載された担当者宛に書面にて通知する。

(4) その他

- ア 参加表明者は、本事業の受注候補者選定及び遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

イ 審査の経緯については一切公表しないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

5 契約内容の協議及び契約について

(1) 契約内容の協議

ア 提出された技術提案書、プレゼンテーション等の内容に基づき、本市と受注候補者にて契約内容の協議を行う。

イ 協議の過程において、受注候補者が提案プレゼンテーションの内容を反映した最終的な提案内容及び提案見積価格を一方的に破棄することは認めない。

ウ 本市は提案内容を取捨選択できるものとする。

(2) 契約締結

ア 前項により、契約内容を協議し、本市と受注候補者とがその内容に合意した後、受注候補者から本事業の見積りを徴す。

イ 見積額が予定価格以下の場合、受注候補者を相手方として本事業の仮契約を締結する。

ウ 本市は、契約締結後においても契約者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

(3) 受注候補者との協議が決裂した場合の措置

受注候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合又は受注候補者が失格となった場合には、次点候補者を受注候補者に繰り上げ、協議を行うものとする。

(4) 受注候補者の辞退

受注候補者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び停止等措置要綱等の措置要領を準用して、指名停止を行う場合がある。

(5) 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すること。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

ウ 銀行又は保証事業会社の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険証券

(6) 市議会の議決に付すべき契約

本事業に係る契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により市議会の議決案件であるので、受注候補者と決定された者と仮契約を締結し、市議会において可決されたときに本契約が締結されたものとする。

6 その他

(1) 本書の効力

この要領は、公告の日から適用し、選定された事業者と契約した日にその効力を失うものとする。

(2) 技術提案書の無効

以下のいずれかに該当する技術提案書等は無効とする。

ア 参加表明書に記載されたもの以外が提案を行った場合

- イ 記載内容が著しく不明瞭な提案
 - ウ 技術提案書・見積書等作成要領に定めた条件に違反した提案
 - エ 虚偽の記載を含む提案（ただし、虚偽の度合いに応じて虚偽記載された項目のみを無効とする場合がある）
- (3) 参加表明者が1者であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、契約候補者とする。
- (4) 失格条項
- 応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 特定委員会に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合
 - イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
 - ウ 複数の提案をした場合
 - エ 参加表明書提出後、「第2章 1(1) 参加資格」の要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - キ その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

7 資料・様式等

- 資料1 : 公募型プロポーザル実施要領
- 資料1別紙: 公募型プロポーザル評価要領
- 資料2 : 発注仕様書
- 資料3 : 技術提案書・見積書等作成要領
- 様式1 : 参加表明書
- 様式2 : 質問書
- 様式3 : 会社概要調書
- 様式4 : システム構築実績調書
- 様式5-1: 整備費見積書
- 様式5-2: 整備費見積内訳書
- 様式6-1: 維持管理費見積書
- 様式6-2: 維持管理費見積内訳書